

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成23年6月2日(2011.6.2)

【公表番号】特表2010-525827(P2010-525827A)

【公表日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2010-506822(P2010-506822)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/18 (2006.01)

A 2 3 K 1/16 (2006.01)

A 2 3 K 1/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/18 A

A 2 3 K 1/16 3 0 1 F

A 2 3 K 1/16 3 0 4 A

A 2 3 K 1/16 3 0 5 B

A 2 3 K 1/00 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月11日(2011.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

犬または猫にとっての美味しさを高めるための、ルーメンもレバーも含有せず、5 ppmから10,000 ppmの濃度の酪酸および/または4 ppmから10,000 ppmの濃度の3-メチル酪酸および/またはそれらの塩の添加物を含有するペットフードの使用。

【請求項2】

前記ペットフードが、5 ppmから1,000 ppmの濃度の酪酸および/または4 ppmから500 ppmの濃度の3-メチル酪酸および/またはそれらの塩を有することを特徴とする請求項1記載の使用。

【請求項3】

犬または猫にとっての美味しさを高めるための、レバーを含有するが、ルーメンを含有せず、7 ppmから10,000 ppmの濃度の酪酸および/または4 ppmから10,000 ppmの濃度の3-メチル酪酸および/またはそれらの塩の添加物を含有するペットフードの使用。

【請求項4】

前記ペットフードが、10 ppmから10,000 ppmの濃度の酪酸および/または4 ppmから500 ppmの濃度の3-メチル酪酸および/またはそれらの塩を有することを特徴とする請求項3記載の使用。

【請求項5】

前記ペットフードが、牛のレバーおよび/または鶏のレバーを含有することを特徴とする請求項3または4記載の使用。

【請求項6】

犬または猫にとっての美味しさを高めるための、ルーメンを含有し、20 ppmから1

0 , 0 0 0 p p m の濃度の酪酸および / または 4 p p m から 1 0 , 0 0 0 p p m の濃度の 3 - メチル酪酸および / またはそれらの塩の添加物を含有するペットフードの使用。

【請求項 7】

前記ペットフードが、2 2 p p m から 1 , 0 0 0 p p m の濃度の酪酸および / または 4 p p m から 5 0 0 p p m の濃度の 3 - メチル酪酸および / またはそれらの塩を有することを特徴とする請求項 6 記載の使用。

【請求項 8】

前記ペットフードが、酪酸および 3 - メチル酪酸以外に C₂ ~ C₁₀ 脂肪酸を含有することを特徴とする請求項 1 から 7 いずれか 1 項記載の使用。

【請求項 9】

前記脂肪酸が、酢酸、プロピオン酸、イソ酪酸、2 - メチル酪酸、 pentan 酸、ヘキサン酸、2 - メチル pentan 酸、4 - メチル pentan 酸、2 - メチル - 2 - pentan 酸およびこれらの酸の混合物の中から選択されることを特徴とする請求項 8 記載の使用。

【請求項 10】

前記酪酸、3 - メチル酪酸および / またはそれらの塩が、前記ペットフード内でカプセル中に被包されていることを特徴とする請求項 1 から 9 いずれか 1 項記載の使用。

【請求項 11】

前記カプセルの材料が、マルトデキストリン、糖、糖の誘導体、融点の高い脂肪、セルロースの誘導体、アルギン酸カルシウム、ペクチン酸カルシウム、ゼラチン、ゼイン、アルブミンタンパク質、乳漿タンパク質分離体、大豆分離体、ルピナス分離体、キトサンまたは高アミロースデンプンであることを特徴とする請求項 10 記載の使用。

【請求項 12】

前記カプセルのサイズが 1 0 μ m から 2 0 0 μ m であることを特徴とする請求項 10 または 11 記載の使用。

【請求項 13】

前記ペットフードが、モイストまたはドライタイプのペットフードであることを特徴とする請求項 1 から 12 いずれか 1 項記載の使用。